

○ I T V 設備のデータ配信に関する協定書

国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長（以下「甲」という。）と大洲市長（以下「乙」という。）とは、甲が所管する I T V 設備データ（以下「データ」という。）を乙が受信すること（以下「配信」という。）について、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 データの配信は、大洲市における災害対策業務が的確に行われるための水防対策及び一般市民を対象として災害情報の広報を目的とする。

（配信データの項目）

第 2 条 甲が乙に配信するデータは別表 1 に掲げる項目とする。

2 甲又は乙は、前項について変更する場合は甲乙協議して定めるものとする。

（データの配信期間）

第 3 条 甲が乙にデータ配信する期間は、大洲河川国道事務所に災害対策支部が設置されている期間を原則とする。

2 甲は、施設の保守あるいは故障等のため必要止むを得ない場合、その他特別な事由がある場合、配信を一時停止することができるものとする。

（配信施設の構成等）

第 4 条 データの配信施設の構成、責任分界及び設置場所は、別表 2 及び別図のとおりとする。

2 甲又は乙は、前項について変更する場合は甲乙協議して定めるものとする。

（費用負担）

第 5 条 データ配信に必要な施設の設置及び維持管理に要する費用は、甲の施設については甲が負担するものとし、乙の施設については乙が負担するものとする。

ただし、甲の配信施設のうち乙側に設置する施設の設置場所及び施設の使用する電気料は乙が無償提供するものとする。

（財産の帰属）

第 6 条 この協定に基づき溝の設置する施設は甲に帰属し、乙の設置する施設は乙に帰属するものとする。

2 配信するデータは甲に帰属し、乙がデータの複製等を必要とする場合は、予め甲の承諾を得るものとする。

（協定の変更等）

第 7 条 この協定に規定されない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定の有効期間は、協定締結の日より平成 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲、乙いずれからもこの協定の改廃について申し出のないときには、さらに 1 年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定の証として本書 2 通を作成して、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 10 日

（平成 22 年 3 月 31 日 一部変更）

甲 四国地方整備局大洲河川国道事務所長

乙 大洲市長

別表1 配信データの項目

カメラ映像データ
 水位データ
 雨量データ（レーダ雨量データ含む）
 内水位データ

別表2 配信施設の構成、責任分界及び設置場所

施設名	数量	責任分界	設置場所	摘要
①光伝送装置	1式	甲	大洲河川国道事務所	
②光伝送装置	1式	甲	愛媛県庁	
③光ケーブル	1式	甲	大洲河川国道事務所～愛媛県庁～大洲市役所～長浜支所	
④光伝送装置	1式	甲	大洲市役所	
⑤光伝送装置	1式	甲	長浜支所	
⑥専用チューナー	1式	甲	大洲市役所	
⑦専用チューナー	1式	甲	長浜支所	
⑧分配器	1式	乙	大洲市役所	
⑨モニタテレビ	1式	乙	大洲市役所	
⑩モニタテレビ	1式	乙	大洲市役所	
⑪大型モニタテレビ	1式	乙	大洲市役所ロビー	
⑫パソコン	1式	乙	大洲市役所	
⑬パソコン	1式	乙	長浜支所	

別図

責任分界点
 甲 乙

